

個人情報取扱ルール

洋光台六丁目南自治会

平成30年4月1日 発行・施行

洋光台六丁目南自治会 個人情報取扱ルール

制定 平成30年4月1日

(目的)

第1条 この取扱ルールは、洋光台六丁目南自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人の情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱ルールを、総会資料又は回覧等により、会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長若しくは会長の指定した役員とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員、要援護者を支援する者、班長および会長が認めるものとします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「洋光台六丁目南自治会入会申込書」などを、会員又は会員になろうとする方から受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、家族（同居人を含む）の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（携帯番号含む）、班、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配布する自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号（携帯番号含む）班などで、会員が同意する事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 自治会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 慶弔、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し3年間保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法令第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し3年間保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について

個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(取扱ルールの変更)

第17条 この取扱ルールは行政と相談の上、役員会により変更することができます。

(附則)

このルールは、平成30年4月1日から施行します。

“洋光台六丁目南自治会 個人情報取扱ルール”

に記載された個人情報保護法の説明

●第三者提供に係る記録の作成等（法25条）

★「個人情報」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。但し“洋光台六丁目南自治会 個人情報取扱ルール”第10条（2）～（5）に関しては作成しなくても良い。

★当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）

●第三者提供を受ける際の確認等（法第26条）

★第三者から「個人情報」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない。但し“洋光台六丁目南自治会 個人情報取扱ルール”第10条（2）～（5）に関しては確認しなくても良い。

- ・当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者名
- ・当該個人データの取得の経緯

★当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

★当該記録は個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）

●個人情報の開示請求（法第28条）

★本人は、当自治会に対して当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができる。

★当自治会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当自治会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

次頁以降に参考資料を添付する。

個人情報取扱事業者の主な義務等一覧

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」（個人情報を含む情報の集合物であって、検索性のあるもので、電子データだけでなく紙も含まれます。不特定多数に販売されているものをそのまま使用する場合は除きます。）を事業活動に利用している事業者です。営利・非営利を問わず、個人情報保護法の適用を受けます。

なお、次の規定は個人情報取扱事業者（の従業者等）にかかるものであるため、個人として取り扱う場合には、義務は課せられません。

※ 個人情報取扱事業者に該当しない場合も、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが必要で
す。

★のついた項目は、平成 29 年 5 月 30 日施行の改正法で新たに義務化されたものです。

●利用目的の特定（第 15 条）

- ・ 「個人情報」を取り扱うにあたっては、利用目的をできるかぎり特定しなければならない。
- ・ 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

●目的外利用の禁止（第 16 条）

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて「個人情報」を取り扱ってはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は次ページの※印を参照）。

●適正な取得（第 17 条）

- ・ 偽りその他不正な手段により「個人情報」を取得してはならない。
- ★ あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報[☆]を取得してはならない（法令に基づく場合など例外あり[※]）。
- ☆ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害を受けた事実その他の、差別・偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報。

●取得時の利用目的の通知等（第 18 条）

- ・ 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ・ 「個人情報」を本人から直接書面等で取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。
- ・ 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
（上記 3 規定には、本人又は第三者の権利利益等を害するおそれがある場合や、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合等には通知・公表を行わなくてもよいとする例外あり。）

●データ内容の正確性の確保等（第 19 条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において、「個人データ」を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ★ 利用する必要がなくなった時は、当該「個人データ」を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

●安全管理措置（第 20 条）

- ・ 「個人データ」の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「個人データ」の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

●従業者・委託先の監督（第 21 条・第 22 条）

- ・ 「個人データ」の安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（次ページに続く）

●第三者提供の制限（第23条）

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、「個人データ」を本人以外の者（第三者）に提供してはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は下部※印を参照）。

●外国にある第三者への提供の制限（第24条）

- ★ 外国（日本と同等の水準にある個人情報保護制度を持つ国を除く）にある第三者に「個人データ」を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。

●第三者提供に係る記録の作成等（第25条）

- ★ 「個人データ」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。
- ★ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

●第三者提供を受ける際の確認等（第26条）

- ★ 第三者から「個人データ」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。
- ★ 当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者名
- ★ 当該個人データの取得の経緯
- ★ 当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- ★ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

●利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（第27条～第33条）

- ・ 保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的、開示・訂正・利用停止等の手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。
- ・ 本人から、「保有個人データ」に係る、開示・訂正・利用停止等の請求を受けたときは、遅滞なく開示等の必要な対応を行わなければならない（開示することにより他の法令違反となる場合など例外あり）。

●苦情の処理（第35条）

- ・ 本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- ・ 本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、（苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など）必要な体制の整備に努めなければならない。

●罰則（第83条）

- ★ 個人情報取扱事業者（法人等の場合は、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者（これらであった者を含む）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製・加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

※法令に基づく場合などの例外とは、次のものを指します（第16条、第23条第1項、第24条）。
なお、第17、25、26条については、次に示すもの以外にも例外がありますので、詳しくは法令を御確認ください。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき